

令和元年 10 月 11 日

金融庁 御中

一般社団法人全国銀行協会

「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の  
考え方と進め方」(案) に対する意見について

今般、標記案(令和元年9月10日公表)に対する意見を別紙のとおり取りま  
とめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」(案)に対する意見

項番	該当箇所	項目	コメントおよびその理由
1	Ⅱ. 2. (2) 4頁	将来の損失や危機に適切に備える必要	①当該項目に対する引当として、例えば一定のポートフォリオを評価し引当を実施する場合、当該ポートフォリオを別途区分し、従来の債務者区分別の引当プロセスからは除いたうえで、引当を実施するという理解でよいか。 ②「経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権であっても、将来信用状態が大きく悪化するリスクが潜んでいる場合」とあるが、このようなリスクを現時点で認識している場合は、債務者区分は要注意先以下になると考えられるため、本記載は個別の債務者の債務者区分の議論ではなく、正常先であっても、ある一定の集合体でみたときにリスクが潜在する場合を指しているという理解でよいか。
2	V. 1. ~2. (1). ① 14~18頁	信用リスク情報の引当への反映	投融资の現場では、与信先の内部格付を実態に即した評価にする努力は当然として、資金用途や融資条件(実質と信期間や動産担保等の実質保全)の工夫等により債権レベルのリスクを評価・コントロールしている。金融機関による健全な金融仲介機能の発揮の後押しのため、債務者レベルではなく債権レベルで信用リスク評価を行っている案件につき、引当算定時にも信用リスク評価と同様の考え方ができることを明示いただきたい。
3	V. 2. (4) 29~30頁	大口与信先債権についての考え方	本DP案では、大口与信先の個別見積りの一例として「過去・現在・将来の信用リスク情報(業種特性、景気感応度等)を勘案した倒産確率(Probability of Default)と倒産時損失率(Loss Given Default)を用いて個別に予想損失額を算出する」と記載されているが、PDとLGDを用いた予想損失額の算出については、個別行で判断のうえ、大口与信先に限らず国や地域ごと等の集約的な見積りに利用することも否定されないという理解でよいか。
4	Ⅲ. 2. 5~6頁 Ⅶ. 40頁	金融機関の個性・特性に即した検査・監督 会計監査人との関係	本DP案の表題は「融資に関する」であるが、本DP案には融資以外の信用リスクに関する記載もあることから、融資以外にも市場性信用リスク等信用リスク管理全体についても、考え方は共通するという理解でよいか。
5	別紙 44頁	一般担保に関する説明	本年6月に規制改革推進会議が公表した「規制改革実施計画のフォローアップ結果について」(*)では、「金融検査マニュアル及びその付属書類は、改正債権法施行前の平成30年度終了後を目途に廃止されるため、担保価値の評価は、譲渡制限特約の有無による形式的判断ではなく、担保の経済的価値や法的な障害の有無などを勘案した実質的な回収可能性に基づき総合的に判断すべきであることを、金融機関から照会があれば、ホームページ等において公表する。」(No.49-b、33頁)と記載されており、本DP案の記述は、上記フォローアップに応えるものとして検討いただいたと理解している。 (*) <a href="https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/p_index.html">https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/p_index.html</a> なお、本DP案では、譲渡禁止(制限)特約付債権であることの一事をもって、一般担保と見れない法的な瑕疵があるわけではない旨を明らかにしているが、さらに進んで、どのような条件を充足した場合に、譲渡禁止(制限)特約付債権を一般担保として認めてよいか(例えば、併せて振込指定も行うことが必要等)は明らかにされていない。この点についての判断は、各金融機関の経営理念や戦略に応じた創意工夫に任されているという理解でよいか。

項番	該当箇所	項目	コメントおよびその理由
6	別紙 44頁	2. 償却・引当 【一般貸倒引当金(正常先、その他要注意先、 要管理先)】 損失見込期間(算定期間)	<p>現状の金融検査マニュアル 償却・引当(別表2)では、1. 貸倒引当金(1)一般貸倒引当金①正常先に対する債権に係る貸倒引当金において、債権の平均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見積ることが基本とされる一方、今後1年間の予想損失額を見積っていれば妥当なものと認められるとされ、かつ、平均残存期間に対応する今後の一定期間の合理性の検証を省略して差し支えないものとされている。また、②要注意先に対する債権に係る貸倒引当金についても、債権の平均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見積ることが基本であるとされる一方、例えば、要管理先に対する債権について平均残存期間又は今後3年間の予想損失額を見積り、その他要注意先に対する債権について平均残存期間又は今後1年間の予想損失額を見積っている場合は、通常、妥当なものと認められるとされ、かつ、平均残存期間に対応する今後の一定期間の合理性の検証を省略して差し支えないものとされている。</p> <p>本DP案(別紙)は、自己査定・償却・引当の現状の枠組みを示したものとされ、当該実務は否定されないとする一方、1-3年ルールにもとづく予想損失額の見積りは、貸倒実績等のデータの整備・蓄積状況が十分でなく、平均残存期間の損失を見込むことができない場合に限定される記載となっている。この点、金融検査マニュアルにおいては、債権の平均残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を見積ることが基本とされる一方、1-3年ルールにもとづく予想損失額の見積りについて特段制限は加えられていない点と齟齬が生じる可能性がある。現状の金融検査マニュアルと本DP案間での相違および混乱を避けるべく、「貸倒実績等のデータの整備・蓄積状況が十分でなく、平均残存期間の損失を見込むことができない場合『等』には、」と加筆修正いただきたい。</p>

以上